

付 議 第 9 号

高知県立特別支援学校学則の一部を改正する規則議案

高知県立特別支援学校学則（平成3年高知県教育委員会規則第2号）の一部を別紙のとおり改正することについて、議決を求めます。

高知県教育委員会事務委任等規則（平成4年教育委員会規則第1号）

第2条 教育委員会は、次に掲げる事務を除き、その権限に属する事務を教育長に委任する。

（3） 規則及び訓令を制定し、又は改廃すること。

-----  
**教育委員会規則**  
-----

高知県立特別支援学校学則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成31年 3 月 日

高知県教育長 伊藤 博明

**高知県教育委員会規則第 号**

**高知県立特別支援学校学則の一部を改正する規則**

**第 1 条** 高知県立特別支援学校学則（平成3年高知県教育委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

第9条第1項中「特別支援学校幼稚部教育要領」を「特別支援学校幼稚部教育要領（平成29年4月文部科学省告示第72号）」に、「特別支援学校小学部・中学部学習指導要領」を「特別支援学校小学部・中学部学習指導要領（平成21年3月文部科学省告示第36号）」に、「特別支援学校高等部学習指導要領」を「特別支援学校高等部学習指導要領（平成21年3月文部科学省告示第37号）」に改める。

**第 2 条** 高知県立特別支援学校学則の一部を次のように改正する。

第9条第1項中「平成21年3月文部科学省告示第36号」を「平成29年4月文部科学省告示第73号」に改める。

**第 3 条** 高知県立特別支援学校学則の一部を次のように改正する。

第9条第1項中「平成21年3月文部科学省告示第37号」を「平成31年2月文部科学省告示第14号」に改める。

**附 則**

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は平成32年4月1日から、第3条の規定は平成34年4月1日から施行する。

高知県教育委員会規則

◎高知県立特別支援学校学則の一部を改正する規則

新  
旧  
対  
照  
表

高知県立特別支援学校学則 (抜粋)

新  
旧  
対  
照  
表

高知県立特別支援学校学則 (抜粋)

第3章 教育課程等  
(教育課程)  
第9条 学校の教育課程は、特別支援学校幼稚部教育要領、特別支援学校  
小学部・中学部学習指導要領及び特別支援学校高等部学習指導要領に定  
めるところにより校長が編成するものとする。

第3章 教育課程等  
(教育課程)  
第9条 学校の教育課程は、特別支援学校幼稚部教育要領 (平成29年4月  
文部科学省告示第72号)、特別支援学校小学部・中学部学習指導要領  
(平成21年3月文部科学省告示第36号)及び特別支援学校高等部学習指  
導要領 (平成21年3月文部科学省告示第37号)に定めるところにより校  
長が編成するものとする。

新 旧 対 照 表  
 高知県立特別支援学校学則 (抜粋)

新  
 高知県立特別支援学校学則 (抜粋)

第3章 教育課程等  
 (教育課程)

第9条 学校の教育課程は、特別支援学校幼稚部教育要領(平成29年4月文部科学省告示第72号)、特別支援学校小学部・中学部学習指導要領(平成29年4月文部科学省告示第73号)及び特別支援学校高等部学習指導要領(平成21年3月文部科学省告示第37号)に定めるところにより校長が編成するものとする。

2 略

第3章 教育課程等

(教育課程)

第9条 学校の教育課程は、特別支援学校幼稚部教育要領(平成29年4月文部科学省告示第72号)、特別支援学校小学部・中学部学習指導要領(平成21年3月文部科学省告示第36号)及び特別支援学校高等部学習指導要領(平成21年3月文部科学省告示第37号)に定めるところにより校長が編成するものとする。

2 略

新 照 表 対 旧 表 旧  
 高知県立特別支援学校学則 (抜粋)

第3章 教育課程等  
 (教育課程)

第9条 学校の教育課程は、特別支援学校幼稚部教育要領(平成29年4月文部科学省告示第72号)、特別支援学校小学部・中学部学習指導要領(平成29年4月文部科学省告示第73号)及び特別支援学校高等部学習指導要領(平成31年2月文部科学省告示第14号)に定めるところにより校長が編成するものとする。

2 略

第3章 教育課程等  
 (教育課程)

第9条 学校の教育課程は、特別支援学校幼稚部教育要領(平成29年4月文部科学省告示第72号)、特別支援学校小学部・中学部学習指導要領(平成29年4月文部科学省告示第73号)及び特別支援学校高等部学習指導要領(平成21年3月文部科学省告示第37号)に定めるところにより校長が編成するものとする。

2 略

## 高知県立特別支援学校学則の一部を改正する議案説明

## 1 一部改正の目的

- (1) これまで記載のなかった特別支援学校の教育要領、学習指導要領の告示年等について、他の規則と同様に記載する。
- (2) 特別支援学校の教育要領、学習指導要領の全部を改正する告示に伴い、必要な改正を行う。

## 2 一部改正の内容

- (1) 第9条第1項中「特別支援学校幼稚部教育要領」を「特別支援学校幼稚部教育要領（平成29年4月文部科学省告示第72号）」に、「特別支援学校小学部・中学部学習指導要領」を「特別支援学校小学部・中学部学習指導要領（平成21年3月文部科学省告示第36号）」に、「特別支援学校高等部学習指導要領」を「特別支援学校高等部学習指導要領（平成21年3月文部科学省告示第37号）」に改める。
- (2) 第9条第1項中「平成21年3月文部科学省告示第36号」を「平成29年4月文部科学省告示第73号」に改める。
- (2) 第9条第1項中「平成21年3月文部科学省告示第37号」を「平成31年2月文部科学省告示第14号」に改める。

## 3 施行期日

上記2（1）～（3）の施行期日は以下のとおりである。

- (1) については公布の日から施行する。
- (2) については平成32年4月1日から施行する。
- (3) については平成34年4月1日から施行する。